

- (注2) 2007年度以前の標準報酬月額の対前年度(率)は、以下の制度改正の影響を除いていない。
 - •1992~1993年度:標準報酬の上下限引上げ ・1994~1995年度:標準報酬の下限引上げ 2000~2001年度:標準報酬の下限引上げ 2007年度:標準報酬の上限引上げ・下限引下げ
- (注3) 2008年度以降の標準報酬月額の対前年度(率)は、以下の制度改正の影響を除いている。
 - -2016年度:標準報酬月額の上限引上げ
 - ・2022~2023年度:2022年10月の国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済組合への移行

準備金残高・保険料収入・保険給付費・高齢者医療への拠出金(億円)